



トピックス	TOP	MPD
S・A	10~17	10~17
論文	4~6	—

重要犯罪等

重要犯罪

重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等(改正後の不同意性交等)、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ(改正後の不同意わいせつ)をいう。

これらの犯罪の発生は、市民の体感治安を著しく低下させる要因となっていることから、組織を挙げた迅速な初動捜査はもとより、幹部の的確な捜査指揮の下、捜査体制を確立して事件の早期検挙に努める必要がある。また、治安情勢を観察する場合に、統計上、指標となる犯罪でもある。

今回は重要犯罪のうち、性犯罪を除いた犯罪を取り上げる。

放火の罪

1 放火の罪総論

(1) 意義

火力の不正な使用によって建造物等を焼損し、不特定又は多数人の生命、身体及び財産に対して危険を生じさせる罪、つまり公共危険罪である。

保護法益は、不特定又は多数人の生命、身体及び財産の安全である。

(2) 放火の罪の類型

罪名	客 体	公共の危険	罰 則	未遂・予備の処罰
現住建造物等放火罪(刑法108条)	現住建造物等	不 要 (抽象的危険犯)	死刑又は無期若しくは5年以上の懲役	あ り
他人所有非現住建造物等放火罪(刑法109条1項)	非現住建造物等		2年以上の懲役	
自己所有非現住建造物等放火罪(刑法109条2項)		6か月以上7年以下の懲役	な し	
他人所有建造物等以外放火罪(刑法110条1項)		必 要 (具体的危険犯)		1年以上10年以下の懲役
自己所有建造物等以外放火罪(刑法110条2項)	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金			

放火の罪は、抽象的危険犯と具体的危険犯に区別される。抽象的危険犯は、具体的な公共の危険の発生を必要としない。一方、具体的危険犯は、公共の危険が具体的に発生することが必要とされている。

公共の危険とは、不特定多数人の生命、身体、財産に対する危険を意味する。なお、

放火の罪の要件として、公共の危険が発生することを認識する必要はない。

(3) 行 為

「放火」することである。

実行の着手時期	焼損が発生する現実的危険を生じさせた時	例：客体への直接の点火時や、媒介物(現住建造物に隣接する物置小屋等)への点火時
既遂時期	客体が焼損した時 具体的危険犯は公共の危険の発生も必要	例：住居内の天井板の一部約30センチメートル四方を焼いた時に焼損あり



判例

焼損の意義

火が媒介物を離れて、目的物に燃え移り目的物が独立して燃焼を継続する状態に達することをいう(最判昭23.11.2、独立燃焼説)。

2 現住建造物等放火罪

放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物等を焼損する犯罪である(刑法108条)。未遂も処罰される(刑法112条)。

「人」とは、犯人以外の者をいう。したがって、犯人が1人で住居として使用している家屋に放火した場合には、現住建造物ではなく、非現住建造物に当たる。

「住居」とは、日常生活の場として日常使用されるものをいう。ただし、放火当時人が現在することは必要ない。

「建造物」とは、屋根を有し、壁又は柱によって支えられ、土地に定着し、その内部に人の出入りが可能なものをいう。客体を損壊しないで容易に取り外すことができる雨戸、障子、畳等は器物、容易に取り外せない天井板や床板等は建造物の一部とされる。

3 非現住建造物等放火罪

放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物等を焼損する犯罪である(刑法109条)。客体の例としては、現に人がいない空き家、物置、倉庫等がある。

本罪は、建造物等が他人所有か自己所有かで分けられ、自己所有であれば、公共の危険の発生が要件になる。他人所有のみ未遂も処罰される(刑法112条)。

居住者全員の殺害と放火

犯人が、他人の住居内で家族全員を殺害した上、証拠隠滅のために放火した場合、殺害により人の住居ではなくなり、また、建物内に人がいないので、非現住建造物等放火罪が成立する。





マンガでTRY 法学論文 憲法



TOPの論文 1、TOP・MPDの論文 1 とリンク！

集会・結社の自由と制限

甲暴力団に所属する暴力団員乙は、襲名披露式を行う目的を持って、A市の管理する施設の利用を申請した。しかし、A市には、暴力団排除条例において暴力団の利益になるようなときに公の施設の利用を許可しないことができるという規定が存在するので、A市は同規定を理由として申請を許可しなかった。



A市の暴力団排除条例の規定が憲法21条に定める集会・結社の自由に反しないかについて述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡